

第406回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和5年1月10日(火) 10:00～10:15

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第406回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。(※発言は「405回」となっておりますが、後日開催回数を訂正しております。)

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

公開案件であります、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 それでは、議題の1「一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 資料3、一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請につきまして御説明いたします。

本年4月から新しい託送料金制度が開始されます。収入の見通しに関しましては、厳格な検証、審査を行っていただきまして、昨年12月23日付で経済産業大臣により承認がなされたところです。その上で今般、電気事業法第18条第1項に基づき、昨年12月27日付で経済産業大臣宛てに託送供給等約款の認可申請がなされました。本年1月5日付で経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところです。この資料については別添1に付けております。このことについて御審議いただきたいと考えております。

1. 経緯・概要につきましては、今申し上げたとおりですけれども、一番最後のパラグラフに少し小さい字で記載しております。本託送供給等約款の認可申請につきましては、以下のとおり資源エネルギー庁ほかの審議会で決定された事項を踏まえた一般規程の変更も含まれております。

次のページですけれども、今後の見通しです。このようにしたいと考えておりますので、御審議いただければと思います。この託送供給等約款について、料金算定の基礎となる収入の見通しの承認を踏まえた費用配賦及びレートメイク、それらを踏まえた料金メニュー及び料金単価については、料金制度専門会合において電気事業法第18条第3項各号及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則を踏まえた対応が適切になされているかにつき審査を厳格に行うこととし、料金制度専門会合の審査結果について、本委員会において確認すると。

その他の一般規程の変更内容については、専門的な観点で料金制度専門会合において検討すべき事項ではないと考えておりますので、次回以降の本委員会において審査を行うこととし、先ほど申し上げた料金制度専門会合が審査する内容も併せて、全体について経済産業大臣に回答することとしたいと考えております。

なお、申請の認可がなされた場合は、各一般送配電事業者において託送供給等約款を公表することになります。

念のため、先ほど申し上げた資源エネルギー庁ほかの審議会で決定された事項を踏まえた一般規程の変更事項について御説明いたします。

別添2ですけれども、今回は6点申請がございます。1点目、発電事業に蓄電池の放電を含むための規定の変更につきましては、昨年の安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案におきまして、電気事業法上、大型の蓄電池から放電する事業が発電事業に位置づけられたということで、これが本年4月1日から制度が開始されますので、それに合わせての規定の変更になります。

2つ目、N-1電制に係る費用負担に係る規定の追加につきましては、必要な設置費用、オペレーション費用について、一般送配電事業者から発電契約者に支払う旨を追加するというものであります。これは21年11月30日の再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委において整理された内容を踏まえたものでありますけれども、N-1電制に係る費用については、レベニューキャップ制度において新たな託送料金制度の中の収入の見通しにも含まれております。

(3)インバランス料金の未収リスクに係る保証金請求に係る規定の追加ですけれども、これにつきましては、昨年9月26日の制度設計専門会合において整理された内容を踏まえて、託送供給等約款の修正を行うものです。

4 番目、損失率の定期変更につきましては、電圧別の損失率につきまして過去 3 年分の実績、損失率の平均値に合わせて毎年変更するという整理が19年 7 月の制度設計専門会合においてなされております。これは定期的な変更になります。

(5) ピークシフト割引等の変更につきましては、昨年10月20日の系統ワーキンググループにおいて整理された内容であり、軽負荷月であれば、夜間の負荷移行だけでなく、昼間への負荷移行であってもピークシフト割引の対象になるという制度変更であります。

6 点目、系統連系技術要件の変更につきましては、昨年 6 月の広域機関のグリッドコード検討会において16件の技術要件について系統連系技術要件への反映内容が整理されたということで、ここでは全て掲載しておりませんが、例えば発電出力の抑制で、発電出力 0 から100%の 1 %刻みで発電出力の制限を掛けられる対策等につきまして、託送供給等約款別冊にこの制度変更を反映するというものになります。

こうした点については次回、改めて御確認いただきたいと思いますと考えておりますけれども、本日については、料金制度専門会合のほうに、特に料金及び費用配賦及びレートメーク、それから料金メニュー、料金単価について御議論いただくという点について方針を御確認いただければと思っております。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。事務局におかれましては、この方針で適切に対応するようお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の 2 「送配電効率化・計画進捗確認WGの設置について」に関しまして、引き続き鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      資料 4 ににつきまして御説明いたします。

託送料金制度に関しましては、規制期間において事業計画を着実に実施していくことが求められておりまして、その達成状況は、レベニューキャップ制度における重要な評価事

項になっております。また、経営効率化に向けて、一般送配電事業者各社が進捗していくことも重要なことであります。こうしたことを確認するために新たなワーキンググループを設置することについて御審議いただきたいと考えております。

1. 背景ですけれども、2つ目のパラグラフ、重複になりますが、改めて読み上げさせていただきます。レベニューキャップの規制期間中、各一般送配電事業者は効率化計画を含む事業計画を着実に実施していくことが求められており、投資計画等の達成は本制度において重要な評価事項となっている。また、レベニューキャップ制度自体に効率化インセンティブが組み込まれている一方で、第1規制期間における費用水準は第2規制期間における統計査定において参照されることから、一般送配電事業者各社が着実に経営効率化に取り組んでいるか確認を行っていくことが重要と。

このような背景の下、2つ目のポツですけれども、昨年12月の料金制度専門会合においても一度もんでいただきましたが、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループというワーキンググループを設置することにしたいと考えております。

なお、電力・ガス取引監視等委員会運営規程に基づき、ワーキンググループの構成員は委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、ワーキンググループの座長は委員長が指名することとされているというものであります。

次の別添で構成員、座長の名簿を掲載しております。座長については松村東京大学教授にお願いしたいと考えております。また、北本委員、圓尾委員には御参加いただきたいと考えております。専門委員として、全国消費者団体連絡会の前事務局長である河野康子氏、それから、ボストンコンサルティンググループマネージング・ディレクター&パートナーの華表良介氏、それから、東洋大学理工学部准教授の平瀬祐子氏に御参加いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員      御説明ありがとうございました。このワーキンググループは、実際、託送料金の審査が行われるタイミングに合わせて、その後、継続的に年に数回とか行われるようなものなのでしょうか。そこの体制といいますか頻度等を教えていただければと思いま

した。よろしくお願いします。

○横山委員長     ありがとうございました。事務局からお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長     このワーキンググループにつきましては、第1規制期間開始後、大体四半期に一度開催することを考えております。また、テーマにつきましても送变电や配電と、ちょっとテーマを分けたりしながら議論を行っていきたいと思っております。

○岩船委員     ありがとうございました。

○横山委員長     ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。事務局におかれましては、この方針で適切に対応するようお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長     事務局から1点お伝えいたします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。1つが令和4年12月17日からの大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につきまして12月21日付、令和4年12月22日からの大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につきましては12月27日付で認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

また、令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れに係る特定小売供給約款等の特例認可につきましては、1月5日付で認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、議事録につきましては、案ができ次第お送りいたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。どうもありがとうございました。

——了——